

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

国民年金保険料の後納制度が 平成27年9月末で終了します！

後納制度とは、時効で納めることができなくなった国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、お申し込み時から過去10年分までさかのぼって納めることができる制度です。



■後納制度のメリット

- ① 将来受け取る年金額が増額できます。
- ② 年金の受給資格が得られる可能性があります。

■ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方…10年以内に未納期間や未加入期間がある方
 - ② 60歳以上65歳未満の方…①の期間のほか任意加入中に未納期間がある方
 - ③ 65歳以上の方…年金受給資格がなく①や②の期間がある方
- ※すでに老齢基礎年金を受給している方は、利用できません。

■お申込みいただく際の注意事項

- ① 後納制度を利用した保険料の納付は平成27年9月30日までです。
- ② 古い月分から順番に納付することになります。
- ③ 保険料の追納と同様に、当時の保険料の額に一定の金額が加算されます。
- ④ お申込み後、内容について年金機構で審査がされます。審査には時間がかかることがあります。審査が届くのが遅くなりますので、早めにお申込みください。

■年金マメ知識よくある相談事例

Q1…結婚してサラリーマンである夫の被扶養者になりましたが、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録がもれています。なぜですか？

A…国民年金第3号の制度が始まったのは「昭和61年4月」からです。

昭和61年3月までは、厚生年金保険等の被用者年金制度加入者の配偶者の方には、国民年金への強制的な加入義務はなく、申出により加入できる「任意加入」となっていました。

Q2…国民年金第3号被保険者である妻(または夫)の保険料は、第2号被保険者である夫(または妻)の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？

A…配偶者のお給料から天引きされているわけではありません。

国民年金第3号被保険者の方の保険料はその配偶者の加入する被用者年金制度から拠出金として負担しており、第2号被保険者である配偶者がご夫婦二人分の保険料を納めているわけではありません。

なお、国民年金第3号被保険者の期間は、「保険料納付済期間」となります。

Q3…国民年金は20歳から加入すると聞いています。私は、大学生であった平成2年8月に20歳になりましたが、国民年金の加入が平成3年4月からとなっているのはなぜでしょうか？

A…学生の国民年金加入が義務づけられたのは「平成3年4月」からです。

大学等の学生の場合は、平成3年3月まで20歳以上であっても国民年金は任意加入でした。しかし、国民年金に加入していない期間に発生したケガや病気では障害年金の対象にならないこともあり、平成3年4月1日から国民年金の加入を義務付けることになりました。

Q4…年金手帳が複数ありますが、わたしの年金記録は大丈夫でしょうか？

A…現在は一つの基礎年金番号で記録を管理しています。

平成9年から、厚生年金保険や国民年金等の記録は一つの基礎年金番号で管理しています。年金手帳を複数お持ちの場合は、年金の請求手続きをする際に記録がもれる可能性がありますので、年金事務所にご相談ください。